

しかしながら、“環境学習に関する教材・人材・機会等の提供とそれを求める人々のニーズとが必ずしも一致していない”、“環境学習が受身のままで終わり自発的な“気付き・行動”へとつながらない”、さらに“環境学習の広がりがある一定の範囲内で留まり広範囲へ波及しない”などといったケースが少なくなく、県民全体として環境意識が定着しているとは言い難い状況です。

(参考)

- 環境副読本「かんきょうはみんなの仲間」：毎年小学校5年生に配布（平成11年度まで）
- 環境学習ガイドブック：環境学習の指導者向けの手引書（平成12年度配布）
- 環境アドバイザー制度：環境学習講座等にアドバイザーを派遣・助成（平成6年度～）
- 地域環境ジュニアバトロール：身近な環境問題をテーマに小中学生が夏休み中に調査・研究活動を実施し、活動報告会を開催（平成3年度～）
- ナチュラリストリーダー制度：自然観察会の指導員を養成（平成2年度～）
- フォレストサポーター制度：林業・森林環境教育の指導ボランティアを養成・登録（養成・登録：平成8～10年度、登録：平成14年度～）
- 環境カウンセラー制度（国）：環境保全活動に関する助言等を行う人材の登録制度

5-2 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開

従来、大気汚染・水質汚濁などの公害防止対策や自然保護対策には、法令等に基づくいわゆる規制的手法が用いられました。これは、高度経済成長期に顕在化した産業型公害のような加害者と被害者という明確な構図が存在する場合や、奥山や海岸の原生的自然環境の保全においては有効な手法であり、産業型公害の解決および自然公園等の指定による景勝地の保護はこれにより一定の成果をあげてきました。

しかしながら、現在、顕在化しつつある地球環境問題や廃棄物問題などは、日常生活や事業活動に起因するため、発生源が不特定多数であったり、被害者が同時に加害者でもあるなど複雑な様相を呈しています。また、生物多様性の保全については農林水産業や都市のあり方等とも深く関わっており、従来の規制的手法のみでは解決することが困難になりつつあるこれらの問題に的確に対応していくためには、現在の生活様式や社会経済システムそのものを、環境負荷の少ないものへと変換する必要があります。

こうしたことから、環境教育・環境学習を通じた環境意識の醸成や従来の規制的手法に加え、経済合理性にあった行動を誘導しようとする経済的手法や、意思決定過程に環境配慮に係る判断基準を組み込むことにより、環境のことを考えた行動をとらせようとする自主的取組手法などが注目されてきています。

■経済的手法

経済的手法には、補助金や融資制度など経済的助成を与える手法と税や課徴金^{*1}により経済的負担を課したり軽減する手法があります。経済的助成は本県でも從来から行われ、公害防止や環境保全のために必要な設備の導入に対する低利融資や最近では住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助などがあります。また、税制では公益性の高い森林等に対する税の軽減措置があります。

一方、環境負荷に対し経済的負担を課す手法として、ヨーロッパ等では既に温暖化対策を目的とした税制が導入されてきています。

我が国では、「京都議定書の締結に向けた国内制度の在り方」についての中央環境審議会答申（平成14年1月）の中で、『我が国の実情にあった具体的な制度面の検討を行っているところであり、経済・雇用への影響も勘案しつつ、引き続き検討を進めていくことが適当である。』と記述されています。また、自治体においては、法定外目的税^{*2}の一つとして、環境負荷の排出抑制や環境対策の財源確保を目的に産業廃棄物税^{*3}などの導入に向けた動きが進みつつありますが、こうした手法については、原因者負担の原則を踏まえながら、課税の目的、収税の使途、徴税コスト、環境負荷削減効果、公平性、税負担者への影響など幅広い観点からの議論・検討を充分に行った上で、導入の可否について判断する必要があります。

県でも、法定外目的税に関する検討の一環として、府内に設置した検討会で、環境関連税についても検討を行っています。

なお、一般廃棄物については、その有料化が減量化に効果的という議論もなされており、排出者が排出量に応じた処理費用を負担することは、原因者負担の観点からは公平性が高いと考えられますが、これまで税金によって徴収されていた費用を新たに負担することへの抵抗も予想され、導入については県民の理解や合意形成が必要です。

また、ドイツや北欧など環境先進国といわれる地域で取り入れられ、日本でも離島など他地域とは独立した一部の地域などで実施されているデポジット制度は、不法投棄の防止や容器のリサイクルの有効な手段であると考えられますが、導入に関しては、ごみの有料化と同様に課題は少なくありません。

一方、既に導入されている自動車税のグリーン化は、この経済的手法の一つであり、排出ガスおよび燃費性能に優れ環境負荷の小さい車には税を軽くし、新車登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい車には税を重くしています。

*1 課徴金：国が行政権・司法権に基づいて国民から賦課徴収する金銭のうち、租税を除くもの。行政権による手数料・使用料など、司法権による罰金・科料などがある。

*2 法定外目的税：地方税法に定められた税目（県民税、事業税、固定資産税など）とは別に、特定の費用に充てるため地方自治体が独自に課する税

*3 産業廃棄物税：産業廃棄物を排出する事業者などに対し課税する仕組み